

大船渡市就学援助費受給世帯臨時給付金支給事業について

1 目的

新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大の影響等を踏まえ、就学援助費の受給世帯に対し、経済的な負担軽減を図ることを目的として、市が臨時的に給付金を支給するものです。

※就学援助費とは

経済的な理由により教育を受けることが困難な小中学校の児童・生徒の保護者に対し、市が就学に必要な経費を支援するもの。

2 支給対象

令和2年4月1日時点で市内に住所を有し、大船渡市児童生徒就学援助費の受給認定を受けた世帯が対象となります。

ただし、生活保護を受けている世帯及び大船渡市ひとり親世帯臨時給付金の対象となる世帯を除きます。

※支給見込世帯数 約 250 世帯

3 給付額

1 世帯あたり 3 万円（1 回限り）

4 申請及び支給方法

- (1) 支給対象世帯に対し、制度のお知らせを通知します。
受取りを辞退する場合は、受給拒否の届出を提出していただきます。
- (2) 指定期日までに受給拒否の提出がない場合は、就学援助費の振込指定口座に給付金を支給します。

5 支給予定日

令和2年7月中旬

担当：教育委員会事務局学校教育課
電話：0192-27-3111（内線 273）